

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(地方税9)(固定資産税:外)公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長
2	要望の内容	<p>・公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長。</p> <p>特例措置の内容:対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率(1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)を乗じて得た額を課税標準とする。</p>
3	担当部局	環境省水・大気環境局水環境課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 35 年度 創設</p> <p>昭和 51 年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる</p> <p>平成 8 年度 非課税から移行(非課税→1/6)</p> <p>平成 22 年度 軽減税率引下げ(1/6→1/3)</p> <p>平成 26 年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入(特例率:1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)</p>
6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>・環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準の達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・環境基本法(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている(第 11 条)。</p> <p>・第 4 次環境基本計画(平成 24 年 4 月 27 日閣議決定)において、国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとされている(第 3 部第 2 節)。</p> <p>・水質汚濁防止法(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号)において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている(第 25 条)。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>3. 大気・水・土壌環境等の保全</p> <p>3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)</p>

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成25年度の環境基準達成率は87.3%となっており、水質環境の改善が行われてきた。他方で、新たな環境基準の追加等の規制強化がなされており、現状の達成率を引き続き維持していくためには、本制度の延長が必要。</p>
8 有効性等	① 適用数等	平成23年度:適用件数7,794件、平成24年度:適用件数5,266件、平成25年度:適用件数7,363件、平成26年度:適用件数6,308件、平成27年度(見込):適用件数3,338件
	② 減収額	平成23年度:779百万円、平成24年度:356百万円、平成25年度:減収額382百万円、平成26年度:減収額445百万円、平成27年度(見込):減収額263百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) ・環境基本法に基づく環境基準の達成率について、BOD、COD等の生活環境項目については、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、平成25年度の環境基準達成率は全体で87.3%と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として更に低い状況となっている。(H25年度:河川92.0%、海域77.3%、湖沼55.1%)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) ・平成24～26年度の適用件数は約6,300件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～29年度) ・事業者の公害防止対策が進まなくなることにより、環境基準達成率が低下するおそれがある。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素、亜鉛等に係る暫定排水基準適用業種及び企業の一律排水基準への移行が困難になるおそれがある。</p>

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成25年度の環境基準達成率は87.3%となっており、水質環境の改善が行われてきた。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>水質分野においては、排水規制・暫定排水基準の見直し、水質総量削減や、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も上昇している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【財政投融资】</p> <p>・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」</p> <p>(概要:中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度:中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、貸付期間:15年以内))</p> <p>財政投融资については、中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達の円滑化を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>・水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。</p>
10 有識者の見解		
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年9月